

「愛南町ごみ出し心配なし事業」 Q & A

Q 1 「愛南町ごみ出し心配なし事業」とは何ですか。

A 愛南町が定期的に収集する家庭ごみを、所定のごみ集積場所まで持ち出すことが困難な高齢者、障がい者等を対象に支援するもので、ご自宅の前に出されたごみを直接、玄関先まで収集に伺います。

具体的なサービスの内容は次のとおりです。

- ◇ 週1回、ご自宅前にて家庭ごみを収集
- ◇ 収集時に声かけ
- ◇ ごみの排出がなされていないなど異常が認められる場合は、あらかじめ指定された連絡先にその旨を連絡

※月曜日から金曜日のうちで町が指定する日。現状の自治会収集日とは限りません。

Q 2 「愛南町ごみ出し心配なし事業」を利用できる条件はありますか。

A 家庭ごみを集積所まで自分で持ち出すことが著しく困難で、かつ、ごみ出しに関して近隣住民や身近な人の協力を得られない世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯が対象となります。

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により要支援又は要介護の認定を受け、介護支援専門員等が作成する介護予防サービス計画又は居宅サービス計画においてごみ出しの支援が必要である旨の記載がある者のみで構成される世帯
- (2) 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)の規定により、居宅介護に関する介護給付費の支給決定を受け、相談支援専門員が作成するサービス等利用計画においてごみ出しが必要である旨の記載がある者のみで構成される世帯

Q 3 「愛南町ごみ出し心配なし事業」で収集してもらえるごみは何ですか。

A 愛南町が定期的に収集する「可燃ごみ」「びん・缶」「ペットボトル」「不燃物」の4種類です。

粗大ごみ、リサイクル対象家電(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン)などは回収できません。また、動物の死骸も回収しませんが、燃えるごみとして町指定袋に入れられたものは回収します。

悪臭・飛散防止対策のため、蓋付きペール容器等を準備して、容器の中にごみを入れるようにしてください。

Q 4 申請方法を教えてください。

A まずは担当のケアマネジャー及び相談支援専門員等に、当事業を利用したい旨をご相談ください。

Q 5 申請用紙はどこでもらえますか。

A 愛南町ホームページからダウンロードできるほか、役場高齢者支援課、保健福祉課、環境衛生課で配布します。

Q 6 申請用紙の記入方法について教えてください。

A 申請用紙と一緒に「記入例」をお渡ししますので、ご参照ください。また、愛南町ホームページにも「記入例」を掲載しております。

Q 7 申請書を自分で書けないのですが、どうすればよいでしょうか。

A まずは担当のケアマネジャー及び相談支援専門員等に申請書の作成を依頼していただき、ご本人の記入が必要な箇所は、ご親族やご近所の方等の代筆でも結構です。

Q 8 申請書の提出先はどちらですか。

A 利用条件の（１）に該当する方は高齢者支援課に、（２）に該当する方は保健福祉課に、それぞれ提出してください。

Q 9 申請書の提出期限はありますか。

A 利用申請は、年間通じて随時受け付けますので、利用条件に該当するようになった場合はいつでもご相談ください。

Q 10 申請から収集開始までに、どれくらいの時間がかかりますか。

A 申請書をいただいてから現地で確認を行いますので、申請から収集開始まで２週間程度かかります。

Q 11 申請の結果は、どのようにして知らせてもらえるのですか。

A あらかじめお聞きした通知先へ「愛南町ごみ出し心配なし事業利用承認（不承認）通知書」を送付し、審査結果や収集開始日等についてお知らせします。

Q 12 家の中まで収集に来ていただけるのですか。

A 原則玄関先までの収集としており、家屋の中まで立ち入ることはできません。

Q 13 ごみを分別せずに、一つの袋にまとめて出してもいいですか。

A まとめて出すことはできません。愛南町指定のごみ袋で分別してください。
指定ごみ袋の色は、「可燃ごみ」オレンジ色、「びん・缶」茶色、「ペットボトル」緑色、「不燃物」青色です。決められた方法で出してください。

Q 14 ごみを前夜から出さなければならない場合、どうすればいいでしょうか。

A ごみを蓋付きペール容器の中に入れておくなど、カラスやネコが散らかさないよう付近の環境衛生に配慮して出してください。

Q15 「愛南町ごみ出し心配なし事業」を利用しており、急に入院することになりました。その際の手続きを教えてください。

A まずは電話で環境衛生センター（電話0895-72-6955）に収集不要の連絡をしてください。また、入院以外にも諸事情により決められた収集日にごみを出さないことが分かっている場合には、あらかじめ環境衛生センターに電話連絡をしてください。

その後、入院の期間が4週間を超えるような場合には、担当のケアマネジャー等にご相談のうえ「愛南町ごみ出し心配なし事業変更等届出書」を高齢者支援課、若しくは保健福祉課に提出して中止の届出をしてください。

利用を再開する場合は、あらためてご相談ください。

Q16 住所や収集日時等を変更したい場合は、どのような手続きが必要ですか。

A 担当のケアマネジャー等にご相談のうえ「愛南町ごみ出し心配なし事業変更等届出書」を高齢者支援課、若しくは保健福祉課に提出してください。

なお、収集日時につきましては、近隣地域と合わせて収集ルートを設定しておりますので、変更のご希望に添えない場合がありますことを予めご了承ください。

Q17 一度申請すれば、ずっと収集してもらえるのですか。

A 中止のお申出がない限り、継続して収集を行います。

状況が改善して戸別収集が不要になったり、施設入所等によりごみを出さなくなった場合は、必ず「愛南町ごみ出し心配なし事業変更等届出書」により廃止の届出をしてください。